

第2章 準対象事業の特性に関する情報

2.1 準対象事業の名称

名 称：桑名市多度力尾北部工業団地開発事業（工業団地の造成）

2.2 準対象事業の目的

準対象事業実施区域の位置する桑名市は、三重県の北部にあり、名古屋市から25km圏内であることと、近畿日本鉄道名古屋線、養老鉄道、JR東海関西本線といった鉄道網、伊勢湾岸自動車道、新名神高速道路、東名阪自動車道、東海環状自動車道といった道路交通網の発達から、名古屋への通勤・通学のベッドタウンとして発展し、物流の利便性から企業誘致も多く行われてきた。「桑名市の後期基本計画 2020（令和2年）-2024（令和6年）」（桑名市市長公室まちづくり推進課、令和2年3月）においても、市が掲げる「7つのビジョン（施策の大綱）」の一つである「6. 桑名をまちごと『ブランド』に」の施策内容として「企業誘致の推進」が挙げられている。

本事業は、桑名市総合計画における土地利用構想において、「産業誘導ゾーン」として位置付けられている桑名市多度町力尾地内において、工業用地の整備を目的に、工業団地の造成を行うものである。

事業の実施にあたっては、現在の周辺の土地利用状況にも十分配慮し、事業実施の影響を低減できるよう環境配慮に努め、供用開始後についても、多様な側面で地域貢献ができるよう努めていく。

2.3 準対象事業の内容

2.3.1 準対象事業の種類

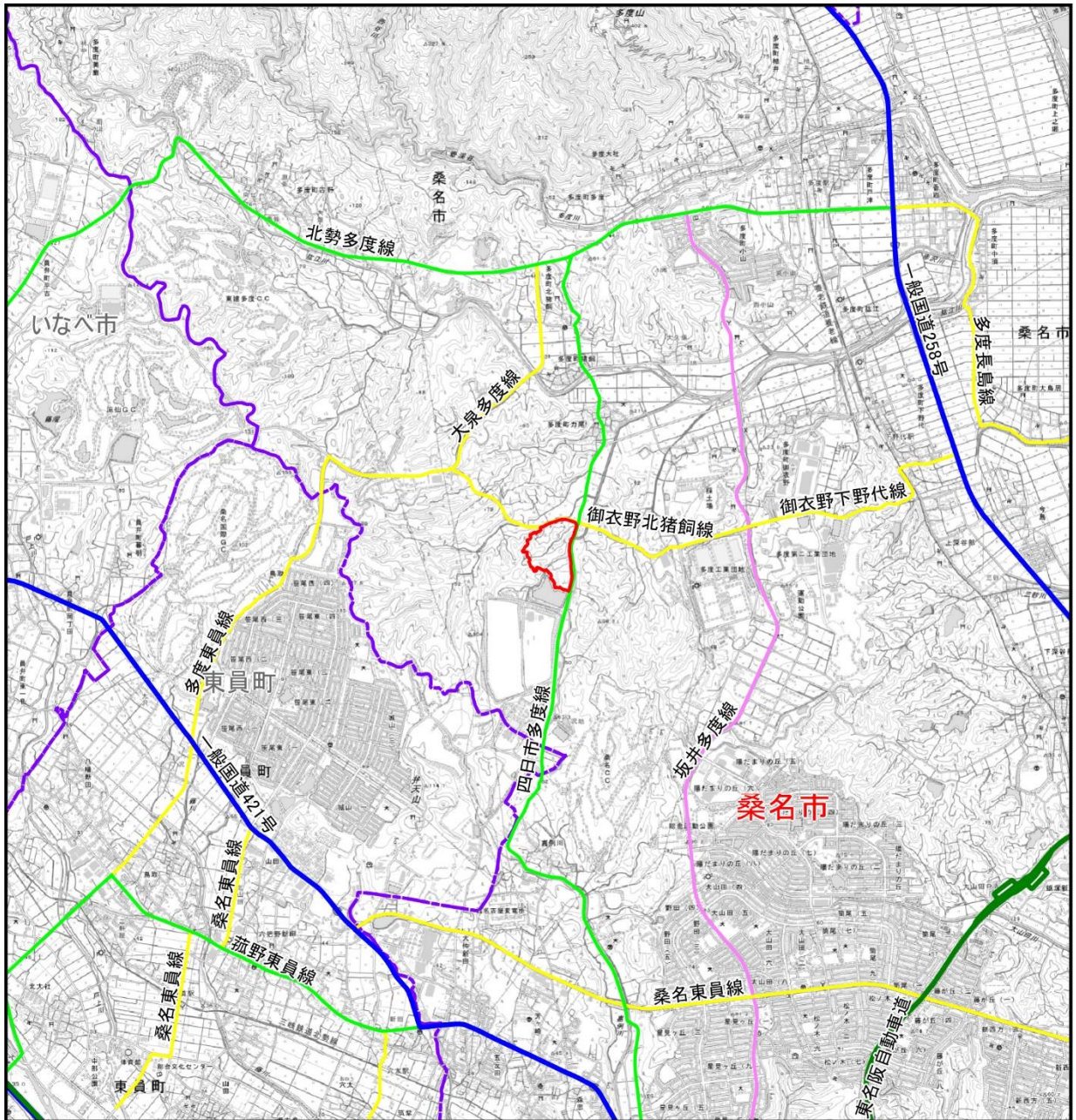
工業団地の造成事業（三重県環境影響評価条例別表第1第11号に該当し、その50%以上の規模となる事業）

2.3.2 準対象事業の規模

準対象事業実施区域の面積：13.39ha（133,875 m²）

2.3.3 準対象事業実施区域の位置

準対象事業実施区域は図2.3.3-1に示すとおり、三重県桑名市多度町力尾地内に位置している。また、図2.3.3-1(3)の航空写真にもあるとおり、準対象事業実施区域及びその周辺は丘陵地となっており、東側（既に工業地として供用済み）及び南側は工業団地が隣接している。



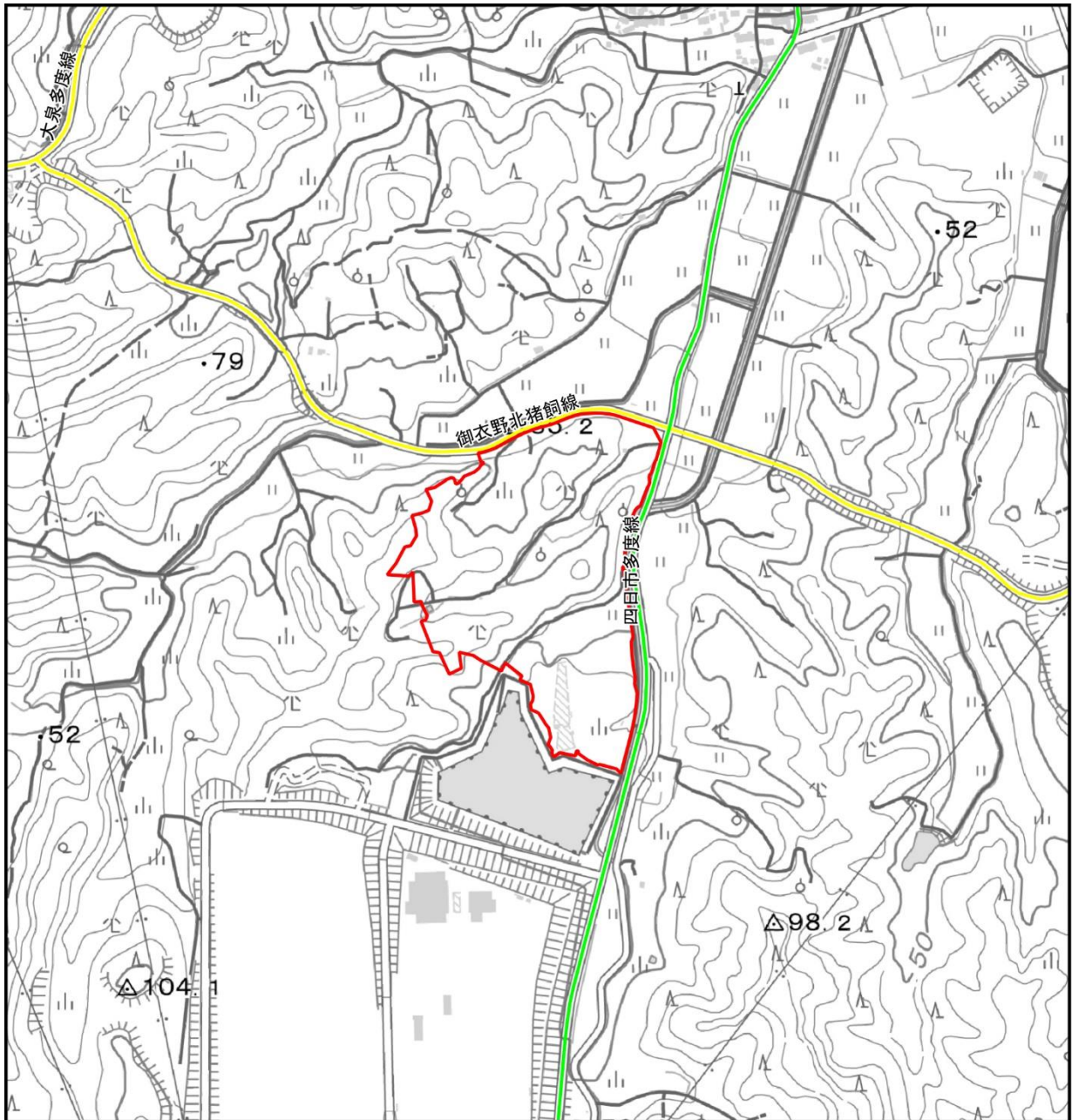
凡 例

- 準対象事業実施区域
- 市町界
- 高速道路
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般県道
- 桑名市道

0 1 2 km



図 2.3.3-1(1) 準対象事業実施区域位置図 (広域)



凡 例

- 準対象事業実施区域
- 主要地方道
- 一般県道


0 200 400 m



図 2.3.3-1(2) 準対象事業実施区域位置図 (詳細)



凡 例

 準対象事業実施区域

0 200 400 m

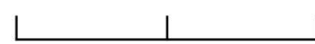


图 2.3.3-1(3) 準対象事業実施区域位置图 (航空写真)

2.3.4 準対象事業の概要

準対象事業実施区域には、3区画の事業用地を設ける計画である。

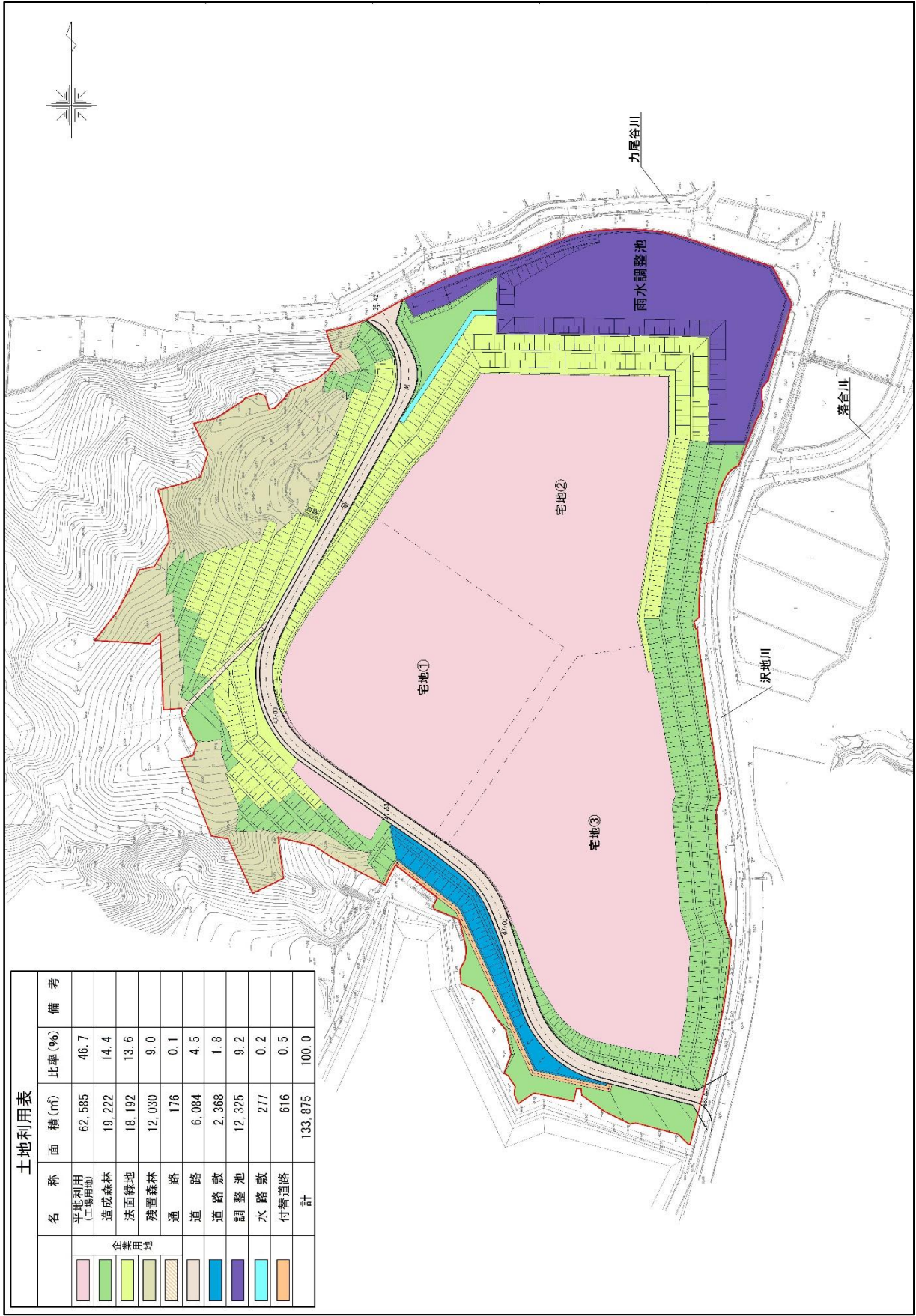
その事業用地に対し企業誘致を行い、産業団地の形成を図るものである。

(1) 土地利用計画

準対象事業実施区域の土地利用計画は表 2.3.4-1 に、土地利用計画平面図は図 2.3.4-1 に示すとおりである。

表 2.3.4-1 土地利用計画

管 理	用 途	土地利用面積 (㎡)	比 率 (%)
企業用地	平地（工業用地）	62,585	46.7
	造成森林	19,222	14.4
	法面緑地	18,192	13.6
	残置森林	12,030	9.0
	通路	176	0.1
	計	112,205	83.8
その他	道路	6,084	4.5
	道路敷	2,368	1.8
	調整池	12,325	9.2
	水路敷	277	0.2
	付替道路	616	0.5
	計	21,670	16.2
開発区域合計		133,875	100.0



名称	面積(m ²)	比率(%)	備考
平地利用 (工業用地)	62,585	46.7	
造成森林	19,222	14.4	
法面緑地	18,192	13.6	
残置森林	12,030	9.0	
通路	176	0.1	
道路	6,084	4.5	
道路敷	2,368	1.8	
調整池	12,325	9.2	
水路敷	277	0.2	
付替道路	616	0.5	
計	133,875	100.0	

图 2.3.4-1 土地利用計画平面図

(2) 土地利用計画の内容

① 平地用地（事業用地）

事業用地として3区画（宅地①、②、③）を整備し、面積は合計で約6.3ha、準対象事業実施区域の約47%である。

② 造成森林・法面緑地

造成平場の周囲には、緩衝緑地帯として造成森林を設ける計画であり、その面積は合計で約1.9ha、準対象事業実施区域の約14%である。

また、造成森林の形成が困難な斜面部や、調整池に面する法面部については、法面の早期安定を図る目的で種子吹付による緑化を実施する計画であり、その面積は合計で約1.8ha、準対象事業実施区域の約14%である。

③ 残置森林

準対象事業実施区域の北西側と西側を現況のまま残置することとし、面積は約1.2ha、準対象事業実施区域の約9%である。なお、同エリアには希少動物の保護・保全を目的とした区域を一部含んでいる。

⑤ 計画道路（道路敷・付替道路を含む）

事業用地へのアクセスは、東側は県道四日市多度線と、北側は県道御衣野北猪飼線との接続を予定している。

区域内道路は、準対象事業実施区域の西側に計画しており、区域内道路の面積は約0.9haであり、道路時期・付替え道路を含め、準対象事業実施区域全体の約7%となる。

⑥ 調整池（水路敷を含む）

公共施設として雨水排水が流入する調整池の設置を計画しており、その面積は約1.2ha、準対象事業実施区域の約9%である。

なお、調整池からの排水は、下流の力尾谷川及び落合川に放流する計画である。

(3) 主要施設の概要

① 事業用地

簡易的環境影響評価の実施時点において、整備する事業用地への導入（誘致）を予定している業種は表 2.3.4-2 に示すとおりである。

また、各想定工場建屋規模は表 2.3.4-3 に、配置計画図は図 2.3.4-2 に示すとおりである。

なお、詳細な配置や建物高さ等の計画は、今後の事業進捗・詳細設計において確定していくこととなる。

表 2.3.4-2 誘致予定業種

区画	導入（誘致）予定業種	工業用地面積	従業員数	発生車両台数
宅地①	輸送用機械器具製造業	19,450 m ²	約 100 人	大型車 約 3 台/日 小型車 約 3 台/日
宅地②	生産用機械器具製造業	32,800 m ²	約 120 人	大型車 約 1 台/日 小型車 約 1 台/日
宅地③	プラスチック製品製造業	30,500 m ²	約 110 人	大型車 約 3 台/日 小型車 約 3 台/日

※全国貨物純流動調査（物流センサス）報告書 令和 5 年 3 月 国土交通省（集計表より計算）

表 2.3.4-3 想定工場建屋規模

区画	導入（誘致）予定業種	床面積	延べ床面積	最高部高さ
宅地①	輸送用機械器具製造業	約 8,700 m ²	約 43,500 m ²	約 35m
宅地②	生産用機械器具製造業	約 10,100 m ²	約 50,500 m ²	約 35m
宅地③	プラスチック製品製造業	約 10,300 m ²	約 51,500 m ²	約 35m

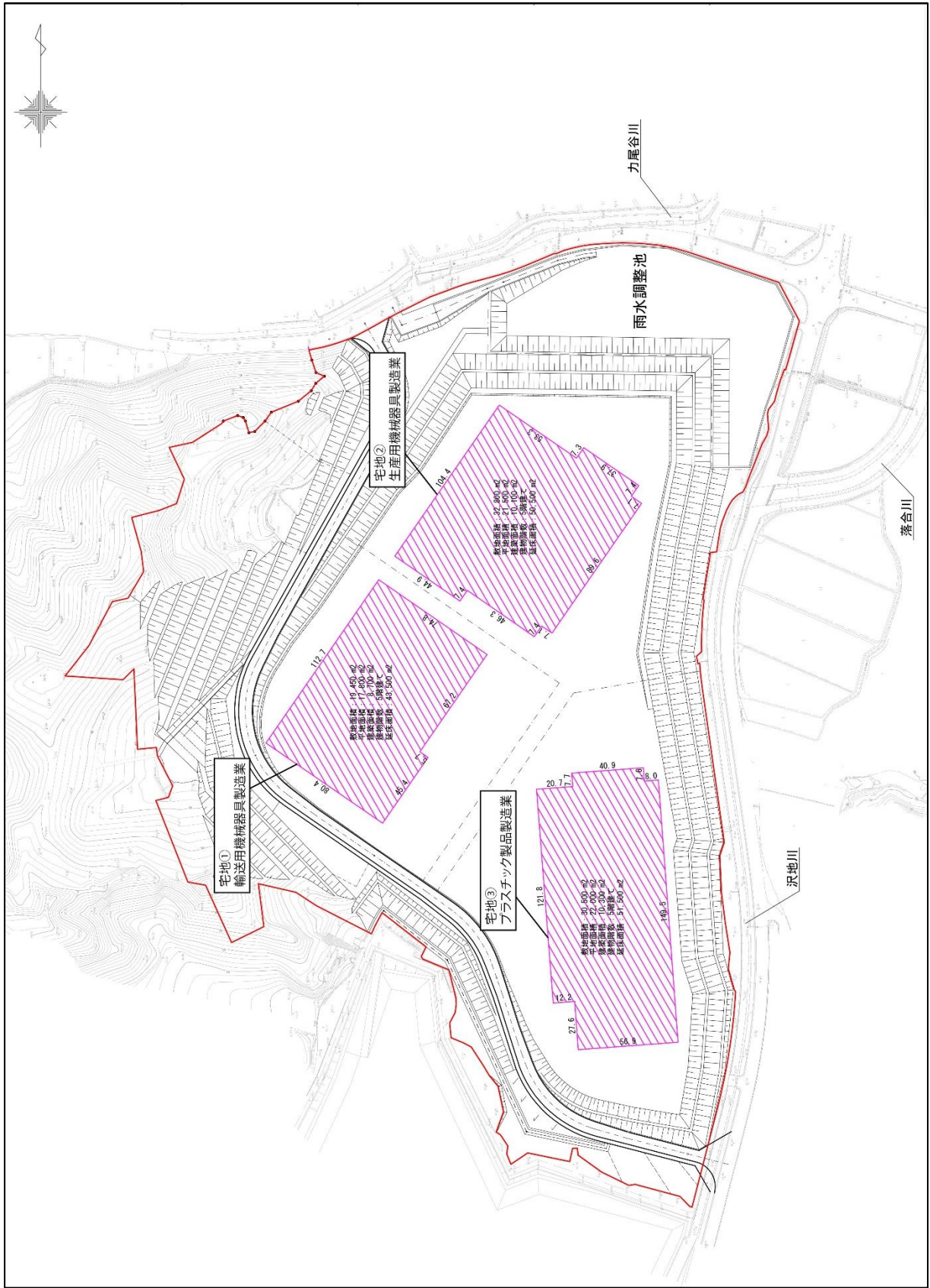


図 2.3.4-2 施設配置計画図

(4) 道路及び交通計画の概要

準対象事業実施区域周辺の道路の状況は図 2.3.4-3 に示すとおりである。

前述のとおり、準対象事業実施区域の東側を通る県道四日市多度線及び北側を通る県道御衣野北猪飼線からのアクセスを計画している。

① 準対象事業実施区域内道路計画（図 2.3.4-1 参照）

準対象事業実施区域内に、東側の県道四日市多度線と北側の県道御衣野北猪飼線とを接続する道路を新設する計画である。

② 発生車両の状況

本事業で発生する主な工事関係車両は、通勤車両と資材等搬入車両を計画している。通勤車両台数は、36 台/日、資材等搬入車両は 6 台/日を予定している。

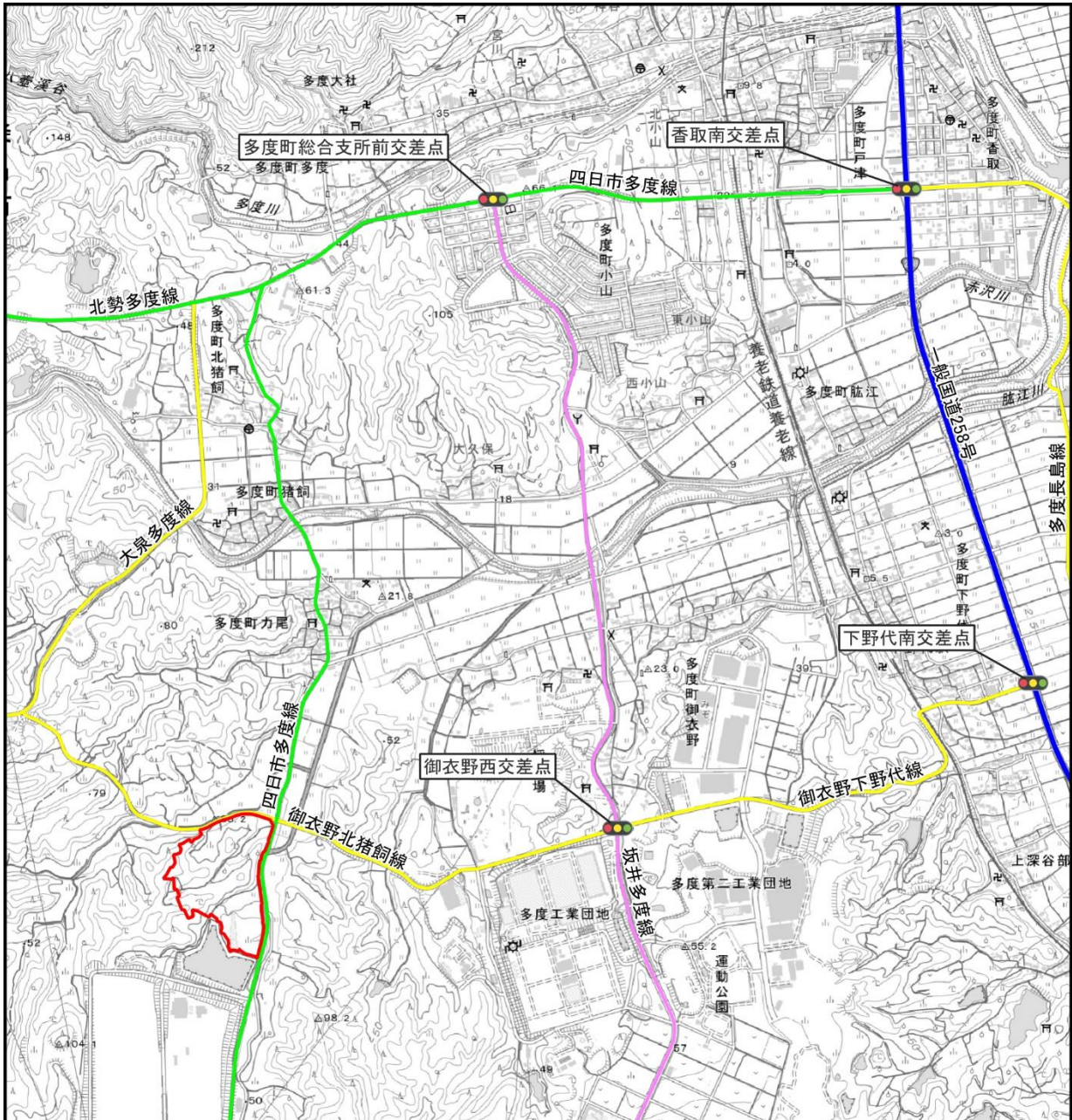
工事中の発生車両の主な走行ルートは図 2.3.4-4 に示すとおりであり、

- ・ 国道 258 号線から「香取南交差点」から県道四日市多度線へ進入し、「多度町総合支所前交差点」から市道坂井多度線を経て「御衣野西交差点」を通過し、県道御衣野北猪飼線を利用して準対象事業実施区域へ至るルート
- ・ 国道 258 号線から「下野代南交差点」から県道御衣野下野代線へ進入し、「御衣野西交差点」を通過し、県道御衣野北猪飼線を利用して準対象事業実施区域へ至るルート

の 2 ルートの利用を計画している。

なお、県道四日市多度線については直近の交差点より北側及び準対象事業実施区域より南側は通行させないとともに、市道坂井多度線については御衣野西交差点より南側を通行させない計画とする。

また、施設の供用・稼働に伴う発生車両は、誘致企業の輸送用車両及び従業員の通勤車両等があり、輸送用車両の 1 日の台数は大型車が 7 台、小型車が 7 台、通勤車両は従業員が一人一台の乗用車を使用すると仮定して 330 台/日を想定している。発生車両のうち、輸送用車両については、工事関係車両と同様のルートの利用を計画している。



凡 例

- 準対象事業実施区域
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般県道
- 桑名市道
- 交差点

0 0.5 1 km



図 2.3.4-3 準対象事業実施区域周辺の道路の状況

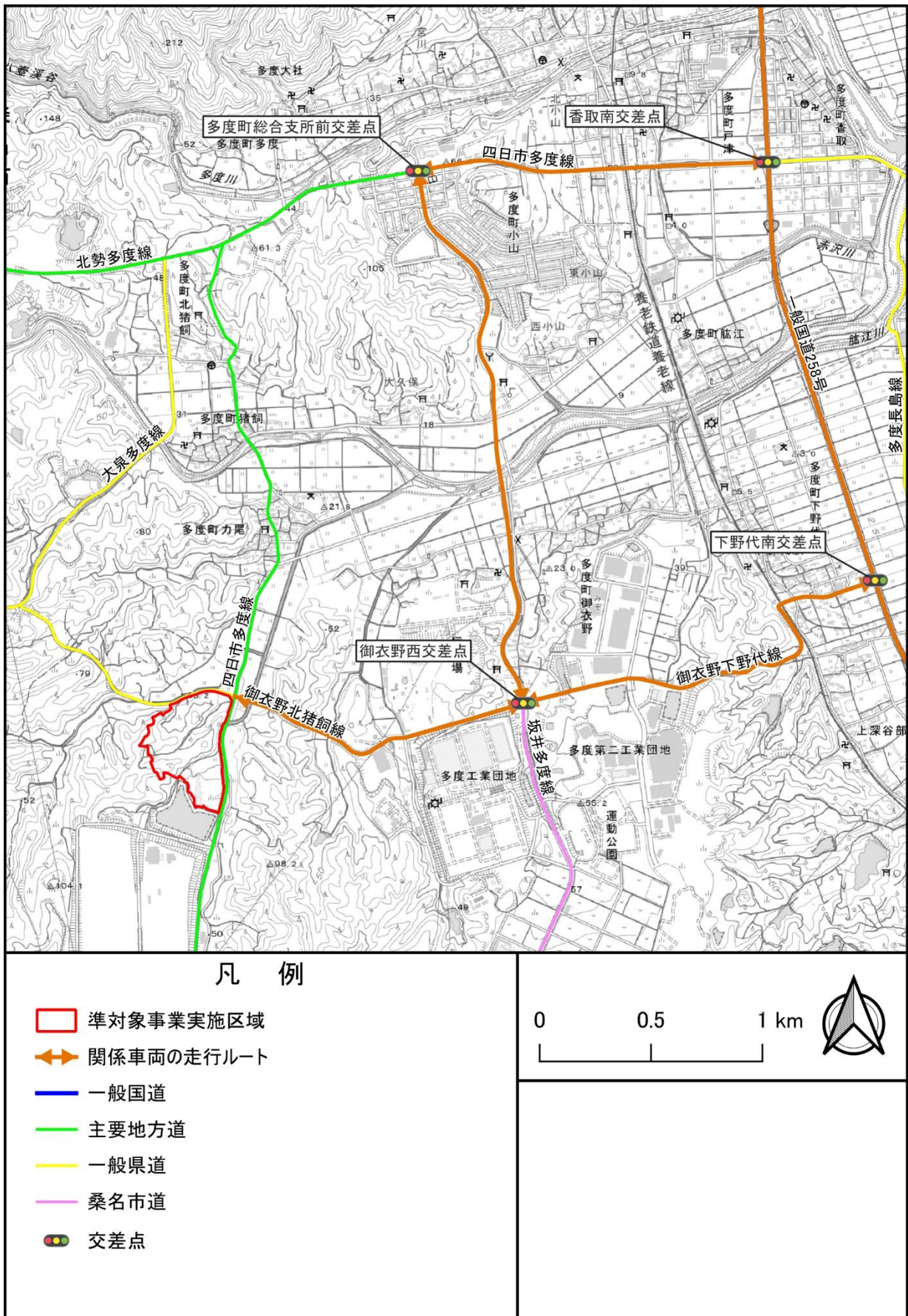


図 2.3.4-4 工事中及び供用時の発生車両の主な走行ルート

(5) 用水及び排水計画の概要

① 雨水排水計画の概要

準対象事業実施区域内の雨水については、U字側溝、水路、暗渠排水管等により集水し、「三重県宅地等開発事業に関する技術マニュアル」及び「三重県砂防指定地等管理条例等に基づく開発審査の技術基準」に基づいて設置する調整池に導き、流量調整のうえ、隣接する力尾谷川及び落合川に放流する計画である。

準対象事業実施区域内の排水経路図については図 2.3.4-5 に示すとおりである。

② 用排水計画の概要

本事業における給水計画は、桑名市の上水道より取水を行う計画である。

また、排水については、誘致企業毎に生活排水を対象とした合併浄化槽、工場排水を対象とした処理施設を設置し、それぞれ排水基準以下に処理した後に、沢地川及び力尾谷川へ放流する計画である。

(6) エネルギー使用計画の概要

各事業用地で使用されるエネルギーとしては、電気及びA重油の利用が想定される。

(7) 排出廃棄物処理計画の概要

① 工事中

工事に伴い発生する建設副産物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「三重県建設副産物処理基準」等に従い、適正に処理することとする。

② 供用時

誘致企業に対しては、廃棄物発生量の低減と廃棄物の適正な処理の徹底を周知する。

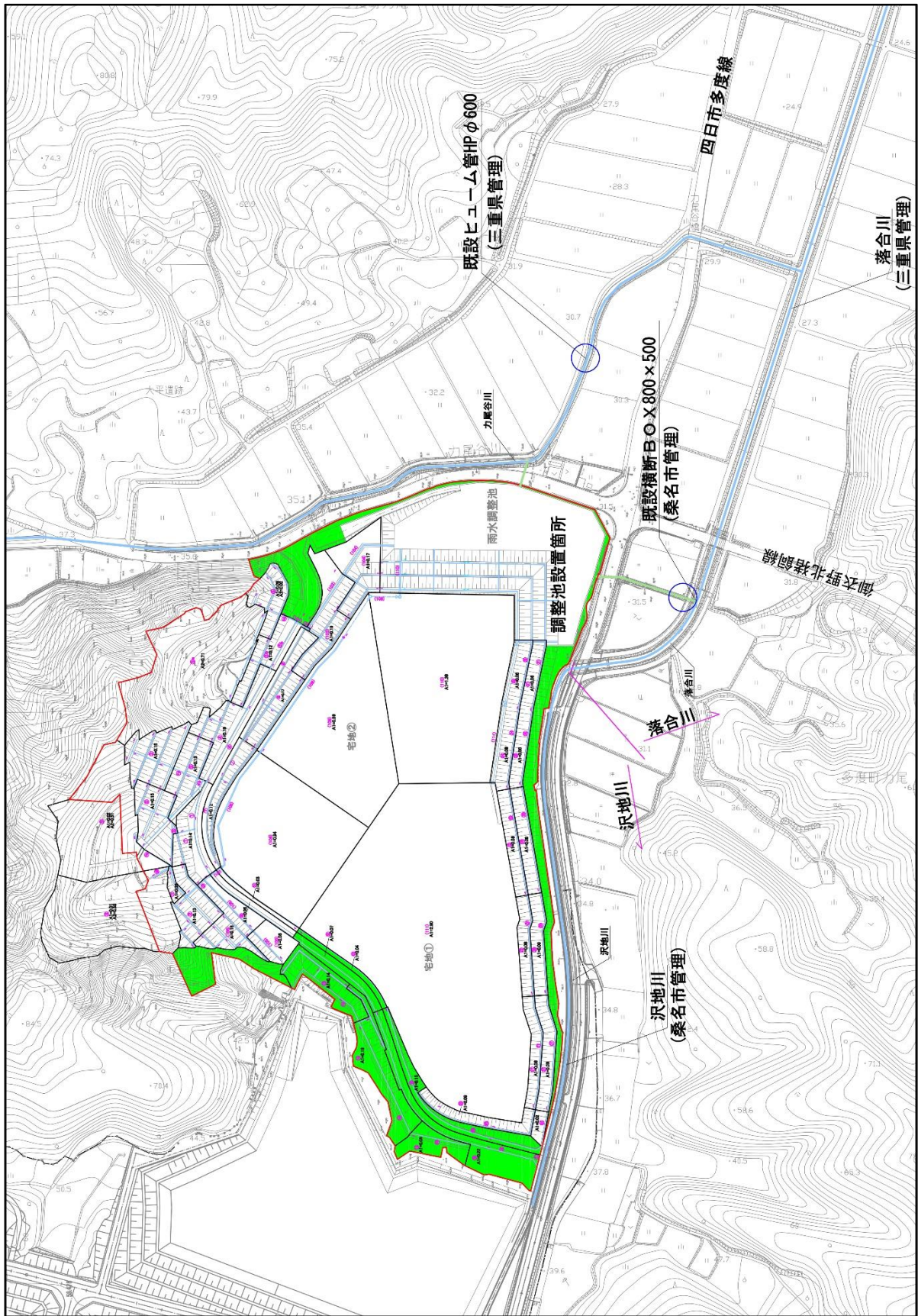


図 2.3.4-5 排水経路図

② 防災計画

造成等の工事に伴い、工事中には土砂流出を防止するため仮設沈砂池を設置する計画とする。
仮設沈砂池の諸元は表 2.3.4-5 に、仮設沈砂池の設置位置は図 2.3.4-6 に示すとおりである。

表 2.3.4-5 仮設沈砂池の諸元

	造成面積 (ha)	流出土砂量 (m ³)	沈砂池容量 (m ³)
仮設沈砂池①	4.75 ha	1,663 m ³	2,300 m ³
仮設沈砂池②	3.96 ha	1,386 m ³	1,700 m ³
仮設沈砂池③	1.56 ha	546 m ³	760 m ³

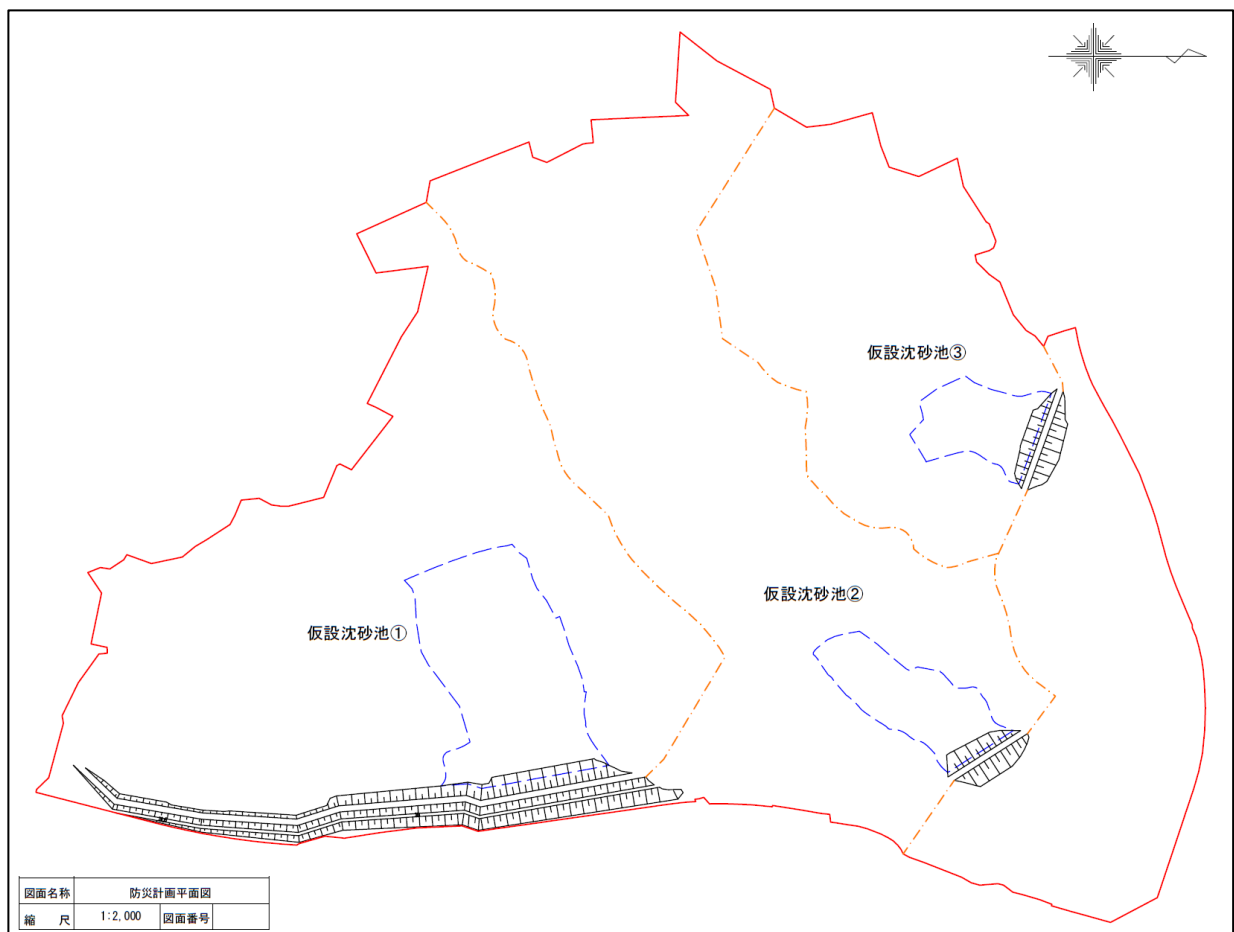


図 2.3.4-6 仮設沈砂池の設置位置図

③ 造成工事

造成工事の実施に伴う切土・盛土の概要は表 2.3.4-6 に、造成計画平面図は図 2.3.4-7 に、造成計画断面図は図 2.3.4-8 に示すとおりである。

切土・盛土量については、準対象事業実施区域内でバランスを取るため、残土は発生せず、搬入土もない計画である。

表 2.3.4-6 土量計算書

区 分	切 土	盛 土
造成面積	67,030 m ²	54,815 m ²
土量	330,000 m ³	330,000 m ³

② 調整池工事

工事の進捗に合わせて、北側に 1 ヶ所整備を行う。

③ 誘致企業建設工事

誘致企業の建屋等建設工事は、各企業により、準備工事、基礎工事、土工事、躯体工事、内外装・設備工事、外構工事などが行われる計画である。

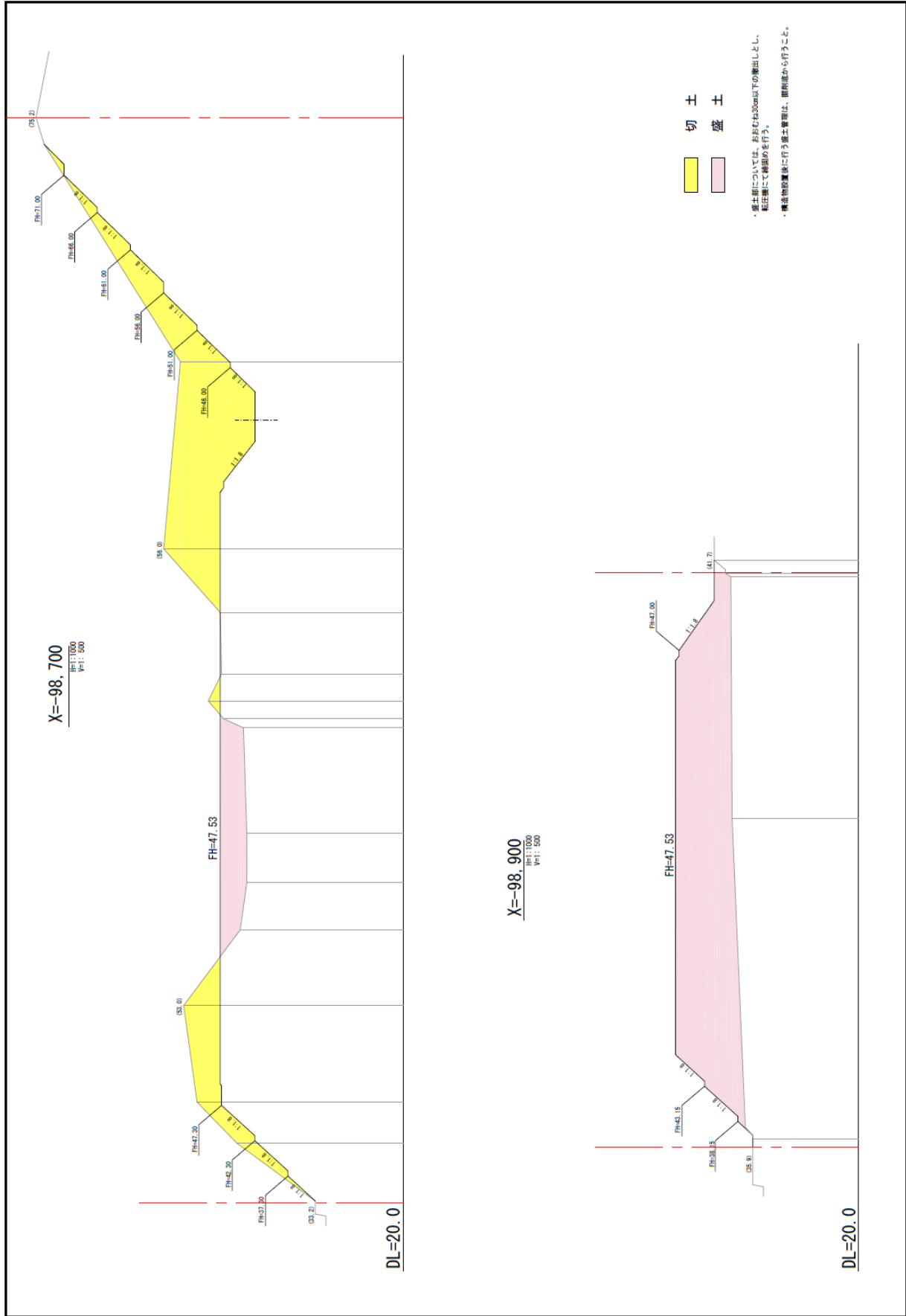


図 2.3.4-8(1) 造成断面図

(9) 環境保全計画の概要

環境保全計画は、事業計画時の一般的事項として、次のとおり計画する。

なお、工事に関係する項目については、事業者が工事の請負業者に環境保全措置の徹底を指示する。また、各誘致企業に関係する項目については、各誘致企業との契約時に環境保全事項の遵守を要望する。また、桑名市と環境保全協定の締結等がある場合には、その内容の遵守について要望する。

① 大気質に係る環境保全計画

【工事中】

- 低公害型の機械等の使用及び日常の整備点検の励行により、大気汚染物質の発生量を抑制するよう努める。また、工事車両については、可能な限りディーゼル微粒子除去装置の搭載された車両を使用する。
- 工事用車両の走行に伴う大気汚染を軽減するため、車両の適切な運行管理により、工事用車両の集中化を避ける。
- 工事用車両が周辺の道路で待機（路上駐車）することがないように、工事区域内に速やかに入場させる。また、工事用車両等の不要な空ぶかしの防止に努め、待機時のアイドリングストップの遵守を指導・徹底する。
- 工事の実施にあたっては出来る限り作業の効率化を図り、建設機械等の稼働台数を削減し、大気汚染の軽減に努める。

【供用後】

- 誘致する企業において、大気汚染防止法及び三重県生活環境の保全に関する条例に基づけばい煙発生施設等を設置する場合には、同法及び同条例を遵守する。
- 既存住宅への影響を考慮して、関係車両は、主に交通計画に示した道路以外を走行しないよう努める。
- 従業員等関係車両が周辺の道路で待機（路上駐車）することがないように、事業区域内に速やかに入場させる。また、関係車両の不要な空ぶかしの防止に努め、アイドリングストップの遵守を指導・徹底する。

② 騒音・振動に係る環境保全計画

【工事中】

- 機械、重機等については、可能な限り低騒音型、低振動型の機種を使用することにより、周辺地域への騒音、振動等の影響の低減を図る。
- 工事用車両の走行に伴う騒音、振動を軽減するため、車両の適切な運行管理により、工事用車両の集中化を避ける。
- 工事用車両が周辺の道路で待機（路上駐車）することがないように、工事区域内に速やかに入場させる。また、工事用車両等の不要な空ぶかしの防止に努め、待機時のアイドリングストップの遵守を指導・徹底する。
- 工事関係機械等は、常に点検、整備を行い、良好な状態で使用する。
- 工事の実施にあたっては出来る限り作業の効率化を図り、建設機械等の稼働台数を削減し、騒音、振動の軽減に努める。

【供用後】

- 誘致する企業において、騒音規制法・振動規制法及び三重県生活環境の保全に関する条例に該当する施設を設置する場合には、同法及び同条例を遵守する。
- 既存住宅への影響を考慮して、関係車両は、主に交通計画に示した道路以外を走行しないよう努める。
- 従業員等関係車両が周辺の道路で待機（路上駐車）することがないように、事業区域内に速やかに入場させる。また、関係車両の不要な空ぶかしの防止に努め、アイドリングストップの遵守を指導・徹底する。

③ 水質に係る環境保全計画

【工事中】

- 工事中は仮設沈砂池を設け、場外への土砂や濁水の流出防止を図る。
- 造成緑地の早期緑化を行い、土砂流出の抑制に努める。
- 工事車両のタイヤに付着した泥土により周辺道路を汚さないよう、工事現場出口でのタイヤ洗浄を徹底する。

【供用後】

- 誘致する企業において、水質汚濁防止法及び三重県生活環境の保全に関する条例に該当する施設を設置する場合には、同法及び同条例を遵守する。
- 汚水排水の水質が排水基準に適合するよう合併浄化槽及び処理施設の維持管理を徹底するよう要望する。

④ 動植物に係る環境保全計画

【工事中・施設供用後】

- 工事着手前に、当該地域において重要な動植物の生息・生育が確認された場合には、本事業による環境影響を可能な限り回避、低減、代償する方法を検討する。
- 各誘致企業にあたっては、造成森林等の緑地の定期的な除草や剪定など、適正な維持管理に努める。

⑤ 景観に係る環境保全計画

【施設供用後】

- 各誘致企業については、周辺の自然景観と調和する色彩やデザインを採用する等、景観への影響の緩和に努めるよう要望する。

⑥ 廃棄物に係る環境保全計画

【工事中】

- 発生する伐採木については場内におけるチップ化による緑地帯へ利活用や、業者等に委託することで場外に搬出し、再資源化等有効活用をする。
- 発生するコンクリートがら等については、県の許可を得ている業者により適切に収集運搬し、適切に処理する。
- 資材搬入時の梱包材や木製パレットなどは搬入業者により持ち帰らせる。

【施設供用後】

- 誘致企業の産業活動による産業廃棄物や、従業員による一般廃棄物については、県や市の許可を得ている業者により、収集運搬及び適切な処分を委託する。

⑦ その他の環境保全計画

- 工事中及び施設供用時において、大型車両は、市道坂井多度線の大山田団地内を走行しないよう努める。
- 工事期間中、車両の運行は、通学時間帯やスクールゾーンを極力避ける。
- 工事の実施にあたっては出来る限り作業の効率化を図り、車両の搬入・搬出や建設機械等の稼働を必要最小限に抑えることで、工事に伴う温室効果ガスの排出量低減に努める。

2.3.5 周辺事業の状況

(1) 桑名市都市計画マスタープラン

桑名市では、まちづくりの基本方針として、「桑名市都市計画マスタープラン2020」（令和2年3月改定、令和3年8月一部改定）を策定しており、同プラン内において、「桑名市総合計画の土地利用構想と土地利用フレームを踏まえ」、土地利用計画を掲げている。

この土地利用計画のうち、「生産・物流地域（既存産業の発展を促すため、市内交通の機動性を高める整備をしつつ、新たに拡張・進出意向のある事業所に対し、工業団地の整備を促して立地を誘導）」としているエリアは図2.3.5-1に示すとおりであり、準対象事業実施区域は同計画の「生産・物流地域」に含まれている。

(2) 周辺事業の状況

準対象事業実施区域周辺における工業団地の計画及び分布は、図2.3.5-1及び表2.3.5-1に示すとおりである。

表 2.3.5-1 周辺事業の状況

No.	計画・事業名	状況	備考
①	多度工業団地	供用中	
②	多度第2工業団地	供用中	
③	多度第3工業団地	造成済	
④	テックベース桑名	供用中	
⑤	小山西地区 地区計画	造成中	
⑥	多度御衣野東部地区 地区計画	造成済	
⑦	多度力尾東部地区 地区計画	造成中	
⑧	多度御衣野南部工業団地	造成中	簡易的環境影響評価を実施済。
⑨	（仮称）桑名市播磨西部土地区画整理事業	計画中	環境影響評価準備書手続き中。
⑩	（仮称）桑名市多度町南部土地区画整理事業	計画中	環境影響評価方法書手続き済 x。

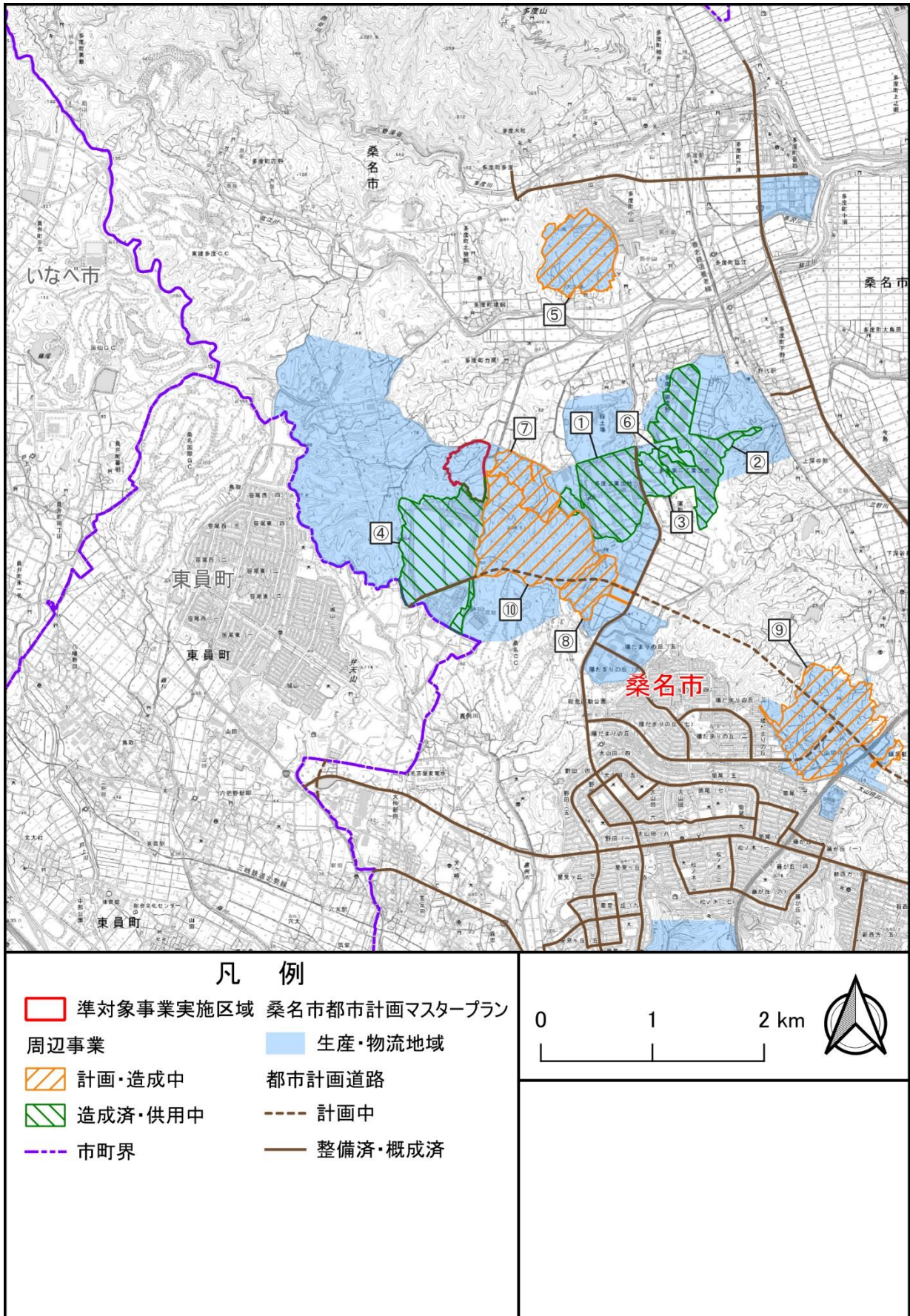


図 2.3.5-1 桑名市都市計画マスタープラン及び周辺事業の状況